

1. 作業系分量の改正前同一標準に於て各工場
各組合工員代表上協議決定せり

2. 新制度に於て作業中左ノ項目ヲ請員別トスル

室前、塵埃、諸味攪キ、樽蓋ハ

ハ定休日ニ日給ヲ支給スル

ニ和田喜一印氏ヲ復職セシメス

3. 和田喜一印氏ヲ復職セシメス

レタキ

右第一ノ案件ヲ付成工傷ヲ現在ノ作業標準ニ合

社傷ノ机上成ノ元々ノニニ極自ニ位ノ過重ノニノ然ラ

カレノトクノ之ヲ標準ニ定ムルハ令社傷、残工傷、社氏

傷ノ三方面ノ代表者ニテ當地調査ノ上決セシ度ト申

カレノ令社傷ノ現行ノ作業分量ノ最低限度トシテ

ニ此ノ下拒絶セリ